

○児童虐待に関する児童相談所と警察の相互連携に関する実施要領の制定について
(平成30年9月18日岩生安第85号警察本部長)

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

児童虐待対応における県警察と児童相談所との相互連携については、平成19年に「児童相談所と警察の相互連携に係る実施要綱」を定め、平成27年に所要の改定を行うなど、児童の保護に向けた連携を図ってきたところである。

一方、本年3月に東京都内で発生した保護責任者遺棄致死事件等を受け内閣が設置した関係閣僚会議は、同年7月「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を決定し、各自治体における児童虐待防止対策の総合的な取組みの道筋を示したほか、当県においても、本年4月に北上市で発生した保護責任者遺棄致死事件を契機に、児童虐待対応の強化が県民から望まれたことから、県保健福祉部と県警察は本年9月18日に、相互連携の強化による児童虐待に係る児童の安全確保を目的とした協定を、別添1のとおり締結した。

これを受けて、県保健福祉部と県警察が協議の上、本協定の実効ある運用に必要な事項に関する新たな実施要領を別添2のとおり制定し、協定締結日から施行することから、誤りのないように対応されたい。

なお、例規通達「児童虐待に関する児童相談所と警察の相互連携に係る実施要綱の制定について」(平成27年12月21日付け岩少発第415号)は廃止する。

別添 1

児童虐待に関する児童相談所と警察の相互連携に係る協定書

岩手県保健福祉部（以下「甲」という。）と岩手県警察本部生活安全部（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、児童虐待に係る児童の安全確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 県内の児童虐待事案に迅速かつ適切に対応し児童の安全を確保することを目的として、児童相談所と警察が「児童虐待」に関して情報を共有し、相互に連携するため、連絡会議の設置等必要な事項を定める。

（連絡会議）

第2条 児童虐待事案の相互連携のため、連絡会議を設置する。

2 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 児童虐待の防止に係る連携の在り方に関すること。
- (2) 児童虐待の防止に係る情報の共有に関すること。
- (3) その他児童虐待の防止等のために必要な事項に関すること。

（情報共有）

第3条 甲及び乙は、児童虐待事案に関して、児童の安全を確保するため、各々が保有する情報を双方が必要と認める範囲で、遅延なく相手方に提供し共有することにより、的確に対応する。

2 甲が乙に提供する情報は、次のとおりとする。

- (1) 虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案
- (2) 通告受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案
- (3) 児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するもの
- (4) その他児童の安全確保のために児童相談所が必要と判断した事案

3 乙が甲に提供する情報は、次のとおりとする。

- (1) 児童虐待容疑として警察が受理し、臨場した結果、児童通告相当の虐待の疑いが認められなかった事案
- (2) 児童虐待を受けている可能性のある児童又はその保護者の所在不明事案
- (3) その他児童の安全確保のために必要と判断した事案

4 情報の提供は、原則として書面によることとし、口頭による場合は、共有した情報の内容を記録する。

(転居に際しての連絡)

第4条 児童虐待事案の対象家庭が転居したことを認知したときは、相互に連絡をする。

(受理会議等への出席)

第5条 児童虐待の個々の事案に対応するため、乙の職員は必要に応じて甲が開催する受理会議等に出席することができる。

(情報の提供及び共有に当たっての留意事項)

第6条 甲及び乙は、前3条の規定により提供を受けた情報については、本協定の目的以外に使用してはならない。

2 甲及び乙は、前3条の規定により提供を受けた情報の適切な管理及び保秘の徹底に努めなければならない。

(合同研修)

第7条 実際の事案対応において円滑な連携が図られるよう、甲と乙は、合同研修等を実施する。

(その他)

第8条 この協定に定めるもののほか、児童虐待に係る児童相談所と警察の相互連携に関し必要な事項については、別に定める。

以上を確認し、本書面2通を作成し、それぞれ署名捺印の上、各自その1通を保管する。

平成30年9月18日

甲 岩手県保健福祉部長

印

乙 岩手県警察本部生活安全部長

印

別添 2

児童虐待に関する児童相談所と警察の相互連携に係る実施要領

1 目的

この要領は、岩手県保健福祉部と岩手県警察本部生活安全部との間で締結した「児童虐待に係る児童相談所と警察の相互連携に関する協定書」（以下「協定書」という。）第8条に基づき、必要な事項を定める。

2 連絡会議

協定書第2条に規定する連絡会議は、次のとおりとする。

- (1) 連絡会議は、保健福祉部子ども子育て支援課（以下「子ども子育て支援課」という。）、福祉総合相談センター、一関児童相談所及び宮古児童相談所並びに警察本部生活安全部少年課（以下「少年課」という。）及び各警察署の職員をもって構成する。
- (2) 連絡会議は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (3) 連絡会議は、子ども子育て支援課及び少年課が1年ごとに交互に主催し、その年に主催する所属の長が招集する。

3 情報共有

協定書第3条に規定する情報共有は、次のとおりとする。

(1) 第2項第1号について

ア 「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」（「子ども虐待対応の手引き」（平成11年3月29日付け児企第11号厚生省児童家庭局企画課長通知）第5章。以下「アセスメントシート」という。）①～⑤のいずれかに該当する事案

- ① 当事者が保護を求めているもの
- ② 当事者の訴える状況が差し迫っているもの
- ③ 既に虐待により重大な結果が生じているもの
- ④ 次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高いもの
- ⑤ 虐待が繰り返される可能性が高いもの

イ 頭蓋内出血、骨折、内臓損傷又は熱湯、たばこ、アイロン等による火傷がある事案

ウ 凶器を使用し子どもの生命に危険を及ぼす可能性があった事案

エ 身体拘束、監禁若しくは夏期の車内放置又は冬季の屋外放置をした事案

オ 異物又は薬物を飲ませる行為があった事案

カ アには該当しないが、アセスメントシート⑥～⑧のいずれかに該当する事案は、虐待が深刻化する可能性があることから、必要に応じて情報共有を行う。

- ⑥ 虐待の影響と思われる症状が子どもに表れているもの
- ⑦ 保護者に虐待につながるリスク要因があるもの

⑧ 虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等があるもの

(2) 第2項第2号について

児童相談所が通告受理した事案のうち、通告受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において子どもの安全確認ができないもの。

なお、保護者が子どもの安全確認に強く抵抗を示している場合、通告時点で既に関係機関等による子どもの安全確認が一定期間できない場合などは、48時間を待たずに情報提供を行うものとする。

(3) 第2項第3号について

市町村に移管するもの及び18歳到達等により施設入所、里親委託等の措置が解除されたものを含む。

(4) 第2項第4号について

ア 警察署長へ援助要請を行った事案で支援等の対応が決定したもの及び対応の変化等があったもの

イ 警察から通告・情報提供がなされた事案で支援等の対応が決定したもの及び対応の変化等があったもの

ウ 調査継続中の事案で、援助要請事案に発展するおそれがあるもの

エ 一旦関りを終結し、市町村で見守りを継続していた事案でリスクが高くなったもの

オ 市町村が主体となって対応している事案で、今後、一時保護の可能性があるなどの理由で児童相談所に情報提供されたもの

カ その他児童相談所が対応している児童虐待事案

(5) 第3項について

第3項第1号及び第2号の情報は、警察が事件性の有無及び児童通告の要否を判断する必要があることから、情報提供を受けた児童相談所は、当該世帯に係る過去の児童虐待取扱いの有無、事実の概要及び措置結果について、速やかに警察に情報提供を行う。

(6) 第4項について

ア 児童相談所から警察への情報提供

(ア) 第2項第1号及び第2号の情報は、虐待受理会議終了後、通告受付票等により児童の居住地を管轄する警察署に提供する。ただし、急を要する場合は、口頭で提供する。

(イ) (ア)の情報提供後、一時保護を行う場合及び援助方針を決定した場合は、口頭で警察署に提供する。

(ウ) 第2項第3号及び第4号の情報は、援助方針会議終了後、判定・援助方針会議記録等により警察署に提供する。ただし、急を要する場合は、口頭で提供する。

(エ) 緊急を要しない情報については、受理後1か月以内に電子情報処理組織を用いて少年課に情報提供する。

イ 警察から児童相談所への情報提供

第3項各号の情報は、警察から児童相談所に対して口頭で提供する。

4 転居に際しての連絡

協定書第4条に規定する転居に際しての連絡は、次のとおりとする。

- (1) 児童虐待事案の対象家庭が転居したことを認知したときは、児童相談所長は、児童の転居後の居住地を管轄する警察署長に転居連絡票により連絡する。なお、転居先が不明な場合にあつては、少年課長及び転居前の居住地を管轄する警察署長に連絡する。
- (2) 児童相談所より先に少年課又は警察署長が転居したことを認知したときは、児童の転居後の居住地を管轄する児童相談所長に転居連絡票により連絡する。なお、転居先が不明な場合にあつては、転居前の居住地を管轄する児童相談所長に連絡する。
- (3) 転居連絡票を受け取ったときは、その旨を送付元に連絡する。
- (4) 転居連絡票を発受した少年課長又は関係警察署長は、その写しを送付し、相互に連絡する。ただし、転居先が県外の場合については、少年課長が関係警察本部に連絡する。
- (5) 児童相談所長は、転居先が県内外を問わず、転居先の児童相談所に文書又は電子情報処理組織で連絡する。

5 受理会議等への出席

協定書第5条に規定する受理会議等への出席は、次のとおりとする。

- (1) 警察本部及び関係警察署の担当職員は、必要に応じて児童相談所で開催する受理会議等に出席することができる。
- (2) 児童相談所は、必要に応じて受理会議等の開催日時等を少年課又は関係警察署に連絡する。

6 合同研修

協定書第7条に規定する合同研修は、次のとおりとする。

- (1) 具体的事例を想定したケース検討や子どもの安全確認、立入調査、臨検・捜索等に関するロールプレイを行う。
- (2) 合同研修は、2(3)の連絡会議を前年度に主催した所属において行う。

7 実施要領の見直し

本実施要領は、子ども子育て支援課又は少年課の要請により、適宜見直しを行う。

附 則

この要領は、平成30年9月18日から施行する。

様式

省略